

令和6（2024）年度栃木県こどもの権利擁護サポート事業業務委託
仕様書

1 委託業務名

令和6（2024）年度栃木県こどもの権利擁護サポート事業業務

2 委託期間

契約締結した日から令和7（2025）年3月31日（月）まで

3 目的

こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者が、独立した立場で中央児童相談所付設の一時保護施設（以下「一時保護所」という。）を訪問し、こどもの状況に応じた適切な方法によりこどもの意見又は意向を把握するとともに、その意見等を勘案して児童相談所等の関係機関との連絡調整その他の必要な支援（意見表明等支援）を行うことで、こどもの権利擁護を保障することを目的とする。

4 業務内容

受託者は、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」について（令和5年12月26日こ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）を踏まえた上で、次に掲げる業務を実施すること。

(1) アドボケイトの確保・養成

① 人材の確保及び研修受講の調整

(2)②の意見表明等支援を担うアドボケイトの候補となる人材を確保するとともに、こどもの権利擁護や意見表明等支援に係る基本的な考え方、支援の実践のために必要な態度や知識等を学ぶための研修（県（こども政策課）が適当と認めるものに限る。）を受講させ、修了証等により受講結果の確認を行う。

なお、県が適当と認める研修の一例としては、NPO法人全国子どもアドボカシー協議会が主催する「子どもアドボカシー基礎講座」を想定している。

※ アドボケイトとしての不適格事由

人材確保に当たっては、以下の者に該当しないことをあらかじめ確認すること。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

エ 児童相談所の職員及び県内の児童養護施設の職員、里親等の社会的養護関係者（業務の独立性の観点）

※ アドボケイトの必要人数

2名以上

② アドボケイトの名簿の調製等

必要な研修を修了し、アドボケイトとして登録した者について、氏名、住所（市町村名まで）、性別、年齢その他必要な事項を記載した名簿を調製しておくとともに、アドボケイトが一時保護所を訪問して意見表明等支援の実践に入る前に、あらかじめ当該名簿を県に提出する。なお、登録の抹消等、名簿の内容に変更が生じた場合にも、随時報告すること。

(2) 意見表明等支援の実施

① 関係機関との事前調整

県と協議の上、関係機関となる児童相談所の職員を交えた会議の開催その他の方法により、一時保護所における意見表明等支援の実施に向けて必要な事項（周知啓発の方法、事前に共有する情報、訪問日時、面接場所、こどもの意見の確認方法、関係機関への伝達方法、こどもの意見に対する検討結果のこどもへのフィードバック方法等）について調整を行う。

② 一時保護所への訪問等

アドボケイトを一時保護所に派遣し、意見表明等支援の取組内容や意義、次回の訪問日時等について周知啓発を行う。なお、周知啓発に当たっては、こどもとの信頼関係の構築を図るための工夫を講じること。

2回目以降のアドボケイトの訪問の際に、意見表明等支援を希望するこどもを対象として、こどもの許可と指示のもと、意見の傾聴、意見形成支援、意見表明支援、こどもの意見の代弁等を行う。

意見表明等支援を実施した後、こどもからの要請その他必要があると認められる場合、アドボケイトを再度派遣し、追加の支援等を行う。

なお、こどもから聴き取った意見等、アドボケイトが訪問した結果については、訪問記録の提出等によりアドボケイトから報告を受けること。

※ 訪問時期・回数を目安

3月から意見表明等支援のための訪問を開始し、訪問回数は2回以上、訪問時間は1回当たり3時間程度を目安とする。

※ 意見表明等支援の対象となるこども

一時保護所で生活する小学生以上の全てのこども

（小学生未満のこどもについても、県と協議の上、積極的に支援を検討する。）

③ 訪問後の支援等

アドボケイトからの報告を受けた後、こどもの意見等の取扱いを検討し、必要に応じて児童相談所等へ意見を伝達するなどの対応を行う。なお、一時保護所における虐待な

ど、重大なこどもの権利侵害が疑われる内容や緊急対応を要する事案を確認した場合は、こどもが意見の伝達を希望しない場合であっても、こどもに丁寧に説明した上で、速やかに県に報告すること。

また、児童相談所等が意見を踏まえた検討結果をこどもに対してフィードバックした後、その内容の報告を受けるとともに、こどもが再度意見表明等を希望する場合には、再度アドボケイトを派遣して意見表明等支援を行う。

④ 効果的な意見表明等支援の推進

(3)①の啓発物等の企画・制作のほか、こどもがリラックスできるアイテムやツールを確保又は制作するとともに、こどもが意見を表出しやすくなる場づくりの手法について常に検討・研究し、より効果的かつ個々のこどものニーズに応じた柔軟な支援の実施を図る。

また、アドボケイトの継続的なスキルの向上を図るため、アドボケイトが担当したケースについて複数人による振り返りを行う機会を設けるほか、定期的又は必要時に有識者（スーパーバイザー）から指導や評価等を受けられる体制を確保すること。

(3) 周知啓発の実施等

① 各種啓発物等の企画及び制作

アドボケイトの存在や役割等について、こどもにとって分かりやすく、親しみをもってもらえる内容のポスター、パンフレット、説明用ツールなどの啓発物等を企画・制作し、(2)②の周知啓発や意見表明等支援等の場面において活用する。

② 関係者に対する周知啓発

アドボケイトの業務の独立性が担保されるよう留意しつつ、児童相談所が実施する関係者向けの研修・説明の場面にアドボケイトが同席する等、こどもや関係機関の職員の理解促進を図るための周知啓発を行う。なお、周知啓発の方法については、(2)①の会議その他の場面において県と協議すること。

(4) 事務局の運営

5 (1) の事務局を運営し、4 の各種業務への対応やアドボケイトへの謝金・旅費の支払い、6 の関係書類の提出その他必要な対応を行う。

5 事業実施体制

(1) 事務局の設置等

県内に連絡・調整の窓口となる事務局を1箇所設置するとともに、電話及び電子メールによる連絡体制を確保すること。

また、個人情報扱うことから、情報セキュリティに十分配慮すること。

(2) 職員の配置

本事業の一連の業務を円滑に実施するため、業務全体を統括する運営責任者及び関係機関との連絡調整等を行う業務担当者を配置すること。なお、業務の実施に際し十分な体制

を確保できる場合は、業務担当者が運営責任者を兼務することを可能とする。

6 関係書類の提出等

(1) 事業計画書の作成及び提出

受託者は、業務開始に先立ち、当該年度に実施する業務内容及び実施体制について記載した事業計画書を作成し、県に提出すること。

(2) 事業実施報告書等の作成及び提出

受託者は、毎月10日までに、前月に実施した事業の実施状況について月次報告書を作成し県に提出するとともに、業務が完了した時は、速やかに業務完了届を作成し、事業の実施状況や成果をまとめた事業実績報告書及び事業経費の詳細を記載した収支決算報告書を添付の上、県に提出すること。

(3) 各種記録の整備等

受託者は、アドボケイトの登録状況、意見表明等支援の経過及び振り返り等の記録を作成し適切に管理するとともに、必要に応じて県に報告すること。

7 その他

(1) 次年度以降の予定について

概ね令和7（2025）年度の後半から、一時保護所に加え、モデルとなる児童養護施設3箇所における意見表明等支援を開始し、令和8（2026）年度以降はその他の施設等にも段階的に展開していくことを予定している。

(2) 再委託について

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ県と協議の上、その一部を再委託することができる。

(3) 守秘義務について

受託者は、本業務を実施する上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(4) 業務の引継について

受託者は、本業務終了後の契約更新が見込まれない場合は、新たな受託者による業務が円滑に実施されるよう、事前に引継書を作成し県の承諾を得るとともに、必要な対応を行うこと。

(5) 仕様書にない事項の取扱い

本仕様書に明示のない事項又は内容に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、その取扱いについて定めることとする。